**（別紙）**

**新型コロナウイルス感染症への対応として臨時休園等を実施した場合の職員に対する賃金の取扱いについて**

○新型コロナウイルス感染症への対応として臨時休園等を実施した場合等の、職員に対する賃金について、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」（令和2年6月17日国通知、リンク先：<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000640961.pdf>※Q&Aも参考にしてください。）において、以下のとおり記載されています。

・公定価格等の対象となる職員の人件費については、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき算定を行うことを踏まえ、労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出についても適切な対応が求められること。

・この場合の「適切な対応」とは、通常の状態に基づき公定価格等の算定が行われ、収入が保障されていることを踏まえ、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき休業手当として平均賃金の６割を支払うことに止まるものではなく、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められること。

○私学助成を受ける私立幼稚園について状況は以下のとおりです。

・経常費補助金等の補助水準は、新型コロナウイルス感染症による臨時休園等の影響を除いた通常の状態に基づき算定を行うこととしています。

・施設等利用費については「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」（令和2年2月27日国事務連絡）において、「臨時休園等期間中に係る利用料を減算することなく施設等利用費の支給を行う」とされています。

・上記のとおり、幼稚園における教育に係る経常的経費に係る補助等は、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき算定するので、職員に対する賃金については、施設型給付を受ける幼稚園と同様、適切な対応をとっていただきますようご留意ください。

○公立学校の教職員の出勤等の服務について、国Q&Aを参考に転記します。

　国Q&Aリンク先：<https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00037.html#q1-2>

・教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行っていただきますようお願いいたします。

・また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえるようお願いいたします。